

北広島町農業委員会第 23 回総会議事録

事務局 (第 23 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局長 (報告)

会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 8 番、11 番にお願いします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

議長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、農地法 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 7 年 5 月 20 日提出
北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。
番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 それでは補足説明を●●委員さん、お願いいたします。

15 番 はい。15 番委員の●●です。
昨日●●委員、●●推進委員と現地調査を行いました。譲受け人の息子さんも出てこられ、話を聞くことができました。この農地は以前より譲受け人が管理されており一部野菜を栽培されておりますが、その他は作付けがされておりませんが、草刈り等はきれいにされておりました。今後も同様に管理をされるそうです。周辺農地への影響はありません。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可条件を満たしていると考えます。
審議のほどよろしくお願いします。

議長 はい。ありがとうございました。それでは番号 1 番について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いいたします。

議長 買われて何が作られるんですか？

15 番 野菜を作られるんですが、その他は作付けされないと思います。

議長 他にご質問がおありでしょうか。
それでは質疑を打ち切って採決いたします。
申請の通り許可しても良いと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。

従って申請の通り許可することに決定いたしました。

議 長 番号2番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (議案説明)
番号2番の案件につきまして、議案の方を見ていただければと思いますが、譲受人が8番委員さんが関連する議案となっているために、議事参与の制限に基づき採決に参加できませんので、よろしくをお願いします。

事務局 今、委員さんに退出していただきました。

事務局 (議案説明)

議 長 はい。それでは●●委員、補足説明をお願いします。

7 番 はい。14日の日に、●●推進委員、●●推進委員さんと3名で、現地を確認をいたしました。
既にですね、もう地図を見てもらえばわかるんですが、●●さんが作られておりまして、あと実際、筋が入っておりますが、もう畦畔もなく1枚で作られておりまして、まあ、結局は買わなきゃいけないということになりそうであります。
現地を見て、もう水、これも入りますが、私が見たときに水がいっぱい溜まっていて、もう代掻きはできる状態になっておりました。
ということでございまして、現地を見る限りは、何の問題もない。
今までも正当だったり、今までも正当であるということですので、何の問題もないなということです。
以上のことから、農地法第3条2項各号にも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えております。
審議者の方、よろしくをお願いします。

議 長 はい。ありがとうございました。
それでは、番号2番について、質疑をお願いいたします。
ご質問、ご意見をお願いいたします。
ございませんか。

議 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。
申請の通り許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって申請の通り許可することに決定いたしました。番号3番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (議案説明)

議 長 はい。それでは●●委員より補足説明をお願いします。

3 番 はい、3番●●の方でご説明をいたします。
3月16日金曜日、●●委員さん●●推進委員さんと3名で現地調査を行いました。

今、説明なり、スライドでご覧いただきましたように従前より、ほ場整備で一つの区画として整備をされています。

従前に3区画なっているが、名義が違っていた。親戚ではあるけれども名義が違っていたのでこういう状態で続けて、今回のように譲渡人さんも平成27年の2月10日の相続で取得をされたものですが、今回話し合いが整ってこうした手続きを登記しようと思ったら、農業委員さんや司法書士に言われて慌てて出しましたということで、当日、本人とは3名で伺ったんですが、後日、お話しして私一人がかがって経緯については聞いておきました。今の説明の通り従前からこのまま一区画で耕作・管理がされていておるといいますので地域のを乱すこともなく、現場は変わらないといえますので何ら問題もないと考えております。

議長 はい。ありがとうございました。番号3番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いします。
ございませんか。それでは質疑を打ち切って採決いたします。
申請の通り許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。
従って申請の通り許可することに決定いたしました。

議長 番号4番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (議案説明)

議長 それでは番号の担当●●よりご説明をお願いします。

12番 はい。12番●●よりご説明をいたします。この件も5月16日に●●委員さん、●●推進さんと3名で現地を確認すると同時に受入さんとも面談ができましたので経緯について聞き取り調査をいたしました。現況地番図の8番のところを見ていただきますと、後ほど5条の7番14の案件で出てくるのが白い部分の1928の1番この土地を通らないと入っていけないということになっております。
現状では田越でしか耕作できないということになっていきますので、後ほど出てくる14番案件と実はセットで話が進んできたということです。この8番8ページの地図の入り口の枝盤の位置は面積445㎡が正しいものでありまして、212㎡は3条の件の方が212㎡ということで、これちょっと間違っているのを訂正確認してほしいと思います。
今のようなことで、5条で手前を取得するので、残りの農地もセットで買ってほしいという形で譲渡人のお父さんが元気な間にもこの話はあったんですけども、ちょっと具合が悪くなられてずっと止まっていた。
今回、入口が決まったのでセットでということでもあります。
僅かに112㎡で、しかも住居の近く農地と作ることなので、66歳から67歳の夫婦で、十分耕作をできるという状況であろうと思います。
水路が左側にあって、右側も1メートルくらいの区画のほ場が何年も耕作されていないので、やぶが見えると思います。
今回は、譲受人さんが見に来られるということで、きれいに草刈りをされて待っていただいとったという状況が今の状況です。

以上です。

議 長 はい。ありがとうございました。
それでは番号4番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。

議 長 ございませんか。それでは質疑を打ち切って採決いたします。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 はい。挙手全員です。
従って申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長 番号5番について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 それでは担当の●●委員の方より補足説明をお願いします。

3 番 この案件も同じように5月16日曜日に●●委員さん●●推進委員さんと私と3名で現地調査をし、譲受人の奥さんがおられましたので、奥さんにも立会いただいて聞き取り調査も併せていきました。10ページの現況地番図をご覧くださいと、矢印の方向の2417の原野、475㎡がありますが、実はここスライドで行きますと左とかまだ宅地なんですけども、元々、呉の方なんですけども、疎開をされて今は、別のものを新築されて年に何回かこちらに来て、旅行の基地的に使われたり実は墓所もこの近くにあるというような流れで、実は数年前に農地関係については昔は、ほ場整備の参加をさせていただいております。一度も出席をされたことはありませんけれども、農地を持って相続されまして地域の方に迷惑になるので農地関係をすべて整理をしたいという相談のことが役場の方にありまして、当時私も農業員でしたのでその話が回ってきて、奈良の方によってですからね。すごい高いことを思ってですね。難しいので現状の状況を話したいということで私の家に来てもらってもいいんですよと言ったんですが、広島市内行って実は兄弟の方が寄られてその後のすべての売買の話をしたということがあります。その時に実はこの案件が漏れていたでしょうね。現況が原野ということで、私の手元にはその個人情報も全部なかったものですから、あとは行政書士・司法書士の方に任されたのでこれが漏れとったということが判明をして、今回こちらに書いてありますように贈与・無償で整理をしようということになっておると思います。先ほど境界がわからないと言われましたが柿の木が見えますが、それがまあ、境界の目印という形で、どうもあるみたいなのという話でありました。この10ページの地図の色塗りの仕方が、白地になっておって、これが何者かというのが私の手元の資料では確認することができませんでしたし、事務局からいただいた法務局の地図も、コピーの仕方が間違っているとか、折りたたんだままコピーがしてあって2418番4というのが、私が見るだけでは、一応確認できないんですが、この公図の10ページで、間違いがないということでありました。

わずか73㎡で自宅のすぐ裏で管理も容易であるといったことなので、効率利用に問題はありませし、夫婦ともに30年以上の農作業経験があつて農作業従事にも問題はありませし。

周辺には他人の農地はご覧のように全くないので、地域営農に何らかの影響がないということで問題ないと判断しております。

議長 はい。ありがとうございました。
それでは5番について質疑に入ります。

4番 事務局に聞きたいんですけど、ちょっとよく写真がわかんないんですけど、左側の道路のように見えるところが2417の原野だったんですか。

事務局 (写真説明)

4番 原野となつとるけど、原野じゃないんですね。

13番 事務局にお伺いするんですけども、ここ、台帳地目を記入されてますね。畑ということで。現況地目が原野。これを見ると、畑じゃないと思われるんですけども、この辺の現況地目の判断は？

事務局 現況地目につきましては、税務課さんの現地調査に基づいたもので反映されておりました、そちらが更新されていない状況でのものだと思います。
システム上、0㎡となっているのもシステム上ですね、現況を原野と判断されている状態ということで面積の方に反映されていないままと続いており、●●委員さんの言われているとおりに、漏れているまま現在に至っているものと思われる。現況主義のためそれが更新されない限りは原野のままということで今続いているものではないかと思ひます。

13番 台帳地目が現況地目どちらかが農地であれば農地法が適用されるということなんですけども農地法で適用されるのであれば農地パトロールの中で調査を行う必要があると思うんですけども、今、現在は外されてますよね。
農地パトロールの台帳の中から地番は外されているんだと思うんですけども、農地法が適用されていてあれば、外さずに点検を農地パトロールもする必要あると思うんですけども

事務局 おっしゃっている通りだと私は思ひます。
農地パトロールというのはB判定を皆さんがされたところだろうと毎年しなさいという本来です。
だけど、今現在、北広島町の委員会は前年度B判定をされたら、また調査員を見に行つてという。この間はまた同じところを皆さんが次の年を見てB、次の年もBという手間にならないように、一旦外すようにしているんで、それが合計をされた状態になつて、毎年の農地パトロールとはなつていない状況にあると私は理解しています。
なので、Bでつけられたところは翌年とかは行かれて、非農地そのまま、一旦Bにしたところは今後どうしようかというところで議論が進んでいない状況ところにあると私は理解しているところなんです。

- 13 番 今のB判定はいいけど、この地目で現況地目が原野とか畑とか宅地とか、台帳地目が畑とか田とかですよ。
今現在、外していつているんですよ。
- 事務局 今、現況が宅地となっているところは外しています。
- 13 番 台帳地目的には、田ですよ。
- 事務局 現況が宅地になっているところは、何度見ても宅地ですし、みなさんに何度も足を運んでもらうことが可なかなという個人的には思いますが、そういったところは今後、この場や農政懇であったりで話をしてもら必要はあるかと考えます。
事務局が、こうです。ああです。と事務局の思だけで判断が可能かな、それはちょっと難しいのではないかなというところは感じています。
- 13 番 農地法が適用されて、こういう総会の場で審議するようになるわけですよ。
実際にこうなってきた場合。
外してもらえればいいんだけど、それは残しておいて農業委員さんが分かるようにしておいていただけるいいと思うんですよ。
それを外れている部分がこれでまだ変わってないようだから、総会には農地法には引かかるよというの、残しておいてもいいというか、把握しておくべきだと思うんですけども、農業委員さんは。
- 事務局 今度、タブレットを導入しましたら、全部で上がってきて落とすことができませんので、すべて把握されることは可能となります。
今現在ペーパーでこう持って回っていただいているのは確かにそれまで印刷するとすごい枚数になって持って歩いてもらうのが大変なものもありますし、見ていただくところを明確にするためにそこは落としているんですけども、おっしゃっていることは理解できます。
確かに皆さんが皆さんの担当エリアの農地がどれだけここがどんな状況でというのは把握していただく必要があるわけです。
今後、その点についてもどう伝えられるのかというのをタブレットの反映状況等を見ながらですね、全部反映するつもりもありますけれども、今見つけている状態なので農地一個一個漏れているところがありますので、そういったところも皆さんと確認させていただきながら、きちとしたものに整えていけたらとは考えています。
- 6 番 それは残っているものは。
- 事務局 以前、お伝えしましたように今農地の整理をしていてそういったところは全て落とす方向に、今動いています。
現況で落とせるんですよ。
もう公衆用道路、山林なんかも場所が公図なんかははっきりあって明らかにこれは道路だよってところを見て航空写真で見て判断できるものは農地台帳から落としておいていくことに判断の私も県の方から返事をいただいていますので、今そういうところを落とす方向で事務を進めています。
なので、そういったところが もう間に合わせるようには動いているんですけども、お手元に届くころには公衆用道路までが反映されたものになっているといいなと頑張っているところです。

公共工事によってなされているものっていうのが 結構あるのでそういうところの整理も合わせて 今進めているところです。

13 番 要は地権者が地目変更しないから、台帳が変わらない。
現況地目は変えていても農地として残っているから。

事務局 法務局に行って登記の切り替えをする必要がありますよね。
法務局に行くと、必ず今農業委員会の許可をもらってきなさいと言われる。
どっちにしても、税が見た結果とかもしくは農地パトロールの結果を現状で反映させても登記が変わってないとうにもならないで 登記を変えようとするとも農業委員会の許可を持っておいでとなるんで何かを動かそうとすると必ずこっちに上がってくるながれになっている。
相談事があった時にはそっちがどうかしてくださいと言われるが、それは法的に無理ですよとお話しをさせてもらっています。

6 番 税務課に申請があって、税務課は現況確認して、地目変えていくが、併せて農業委員会にも相談してもらおうようにすればこういう案件は減ってくるのではないか。

事務局 なかなか農地にまで理解が進んでいない。
今は、税とは連携をとっている。

職務代理 こういった基本的なところを整理していかないといけない。
台帳上農地になっておれば、必ず出てくると思う。

事務局 パトロールの後、B判定されたところを調査員が見に行くと、現にここが非農地ですぬというところは、職権で非農地として、法務局の方で登記の切り替えもできますけれども、そこまでですから。
調査員であったりというところがこれがまだ非農地とは見決められないねといったときには、どうしても、このようなところ残ってしまうので。

3 番 実は一番問題は、かつて農業委員会では、農地性がない、現状が農地性がないものについては、3条でしょというのをおかしいという議論があって、却下していた。
3条でしょというものに農地性がないのに、なんで3条でやるのというような議論がされて、先ほどの論点と今の論点と、今までやって整理する必要がある。
これをその昔のルールに当てはめると、現況が原野での3条でやったらいけんよという指導を過去においてしてきたんです。
でも、今回の件はどうかと言いますと、現況主義ですから、ここを見られたら、これは、私はふき畑、十分に収穫して出せる、で、柿の木があるので、かやが立っているわけではない。だから、私が判定するなら、これは原野ではない。
まだ十分に耕作可能。利用価値があるという状況に見て取れるので、今回のケースとはその原則論で、3条じゃない。ふき畑、柿畑で通せるというふうに思っております。

議長 他にありますでしょうか。
それでは、番号5番について、採決いたします。
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は、挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

- 議 長 挙手全員です。
従って、申請のとおり、許可することに決定いたします。
- 議 長 番号6番について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 (議案説明)
- 議 長 はい、それで●●方から補足説明をお願いします。
- 11 番 はい、11番の●●方から補足説明をさせていただきます。
5月の17日に●●委員さんと●●推進委員さんの3名で現地の方へ行ってまいりました。
譲受人に話しを聞くことができました。
今、事務局の説明があった通り、●●さんは新規就農者として1年間くらいこの地域の農業集団と一緒に働いておられまして、今後もそれを続けていく。
地域の方もかなり当てにされているような状況でございます。
地域で後継者がいないということがだいぶ問題になってはいたんですが、譲受人さんもそういった感じで、今まで一緒に1年間やってきたようです。
で、空き家バンクで●●さんも遠方なので、譲渡すということになったようでございます。
なので、機械の方も大型は持っておられますし、それから秋の方は共同利用で作業も一緒にされるようです。
労働力、技術の方は地域の人と一緒にやるところもあるみたいですし、協力してもらったり教えてもらったりということも続くようでございます。
それらのことから、農地法3条第2項に該当しないことから許可要件を満たしていると考えますので、よろしくをお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。
それでは、番号6番について、質疑に入ります。
ご質問、ご意見をお願いいたします。
ございませんか。
それでは、質疑打ち切って、採決いたします。
申請のとおり、許可してよいと思われる方は、挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 はい。挙手全員です。
したがって、申請のとおり、許可することに決定いたしました。
- 議 長 番号7番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議 長 それでは、担当の●●委員さん説明をお願いします。
- 委 員 昨日、私と●●さんと現地を確認しました。

●●さんは、広島市内在住で、日曜日とかいつも帰ってきて、まめに今まで結構草刈ったり、畑やってきれいにされてるんですけど、まあ、そろそろ譲りたいということでもとこの現地の近くに出身地がある●●さんが、まあ、石材業をやられてるんですけど、大規模にやられてるんですけどよその地域ですね。地元でも、譲ってもらって写真の通り今年も植えられております。今後とも適切に管理されると思います。よろしくをお願いします。

議 長 はい。ありがとうございます。
それから番号7番について、質疑に入ります。
ご質問ご意見ををお願いします。

3 番 この他の残りの所有農地 521 m²は残るということか。

事務局 こちらは、前年度からもご説明されているところでございますが、農地台帳上、3筆残っておりますが、現況宅地となっておられたり、畑・田となっておられたり、そちらの事情はいかにかというのは、代理いただいた行政書士の先生からはそのへんのご事情の説明はありませんでした。ただ現況がちょっと違うからというので整理されながら、残りの農地も何かしら考えておられるかなとは思われます。

議 長 他にありますでしょうか。
それでは質疑を打ち切って採決いたします。
申請のとおり許可してもいいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 はい。挙手全員です。
従って申請のとおり許可することに決定いたしました。
番号8番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 はい、それでは●●さん補足説明をお願いします。

14 番 5月10日に●●推進委員さんと一緒に行ったんですけど、●●さんと譲渡人の3人で現地を確認しました。
隣接する「ほうれん草」栽培用のハウスを増やしたいということで、譲ってらって、規模を図りたいということで、周辺農地への影響もありません。よろしくをお願いします。

議 長 はい。ありがとうございました。
それでは、番号8番について、質疑に入ります。
ご質問ご意見ををお願いいたします。
ございませんか。
それでは、質疑を打ち切って採決します。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は、挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

- 議 長 はい。挙手全員です。
従って申請のとおり許可することに決定いたしました。
- 議 長 番号9番について、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議 長 それでは担当の●●委員によりご説明をお願いします。
- 14 番 5月11日に●●推進委員さんと私で現地確認をしました。
●●さんの長女になる方、●●さんの名義なんですけどそれをご主人の旦那さんに
変更ということでいうことの申請です。
現地的には竹といえば竹。庭と言えば庭という感じではあるんですけど特に問題の
ない申請ではなかなかとは思われますよろしくをお願いします。
- 議 長 はいありがとうございます。それでは番号9番について質疑に入ります。
- 議 長 ご質問ご意見をお願いいたします。
ございませんか。それでは質疑を打ち切って採決いたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 申請の通り許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
はい。全員です。
従って、申請のとおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の承認について

- 議 長 農地法第4条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和7年5
月20日提出 北広島町農業委員会 会 長 下岡 道範。番号10番について、事
務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議 長 はい、それでは担当の●●委員による補足説明をお願いします。
- 17 番 17番の●●が補足説明させていただきます。
今、説明があった通り、●●さんの旦那様が1990年頃に埋められたのだろうとい
うことでありました。
現場の方へ伺いますと、ちょうど●●さんがおられて、きれいに刈ってある辺りの
方を、かまで、また刈っておられました。
聞いてみますと、息子さんか娘さんが申請されたのではないかとのことです。
以上です。審議の方、よろしくをお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。
番号10番について、質疑に入ります。

ご質問・ご意見をお願いいたします。

会 長 これ、なんで 1990 年頃に申請されていないのか分かったんですか。

17 番 そのことも●●さんに聞いたんですが、多分、息子さんの方が気づいて申請されたんだと思います。
●●さんに聞いても申請した理由は分からないということです

事務局 事務局の申請書の方にはですね、息子さんの名前で連絡先がありましたので、実は現地に行った時に無断で通ってもいかんだろうと思って、同じように委員さんと同じようにたまたまおられたのでご挨拶したらですね、「私は分からんけえ、息子がしたんじゃろう。」という現状の通りになっていると思いますと。おそらく息子さんが何か登記の確認をされた上で判明したので、所有者はお母さまなのですが、申請は息子さんが確認されていたのだと思います。

議 長 他にご質問がありましたでしょうか。
では、採決いたします。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。
従って申請のとおり、許可することに決定いたしました。

議 長 番号 11 番について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 (議案説明)

議 長 それでは担当の●●委員にご説明をお願いします。

17 番 17 番●●がご説明させていただきます。
先ほどの案件もでしたが、この件も 5 月 14 日に●●委員と●●推進委員で現地の確認に行っております。
当日●●さんとその息子さんが来られて、境界の確認させていただきました。奥に倉庫があるんですが、あれは●●さんの建物で、除雪車がおさまっていて冬は間を通過して出るような土手みたいになっていました。24 ページの図面で見ますと、建物が建てるようになっていてところで、残りの部分は、法面になっていたり、通路みたいなところになっている。
以上のことから、周辺の農地への影響はないと思われます。
以上でございます。
審議の方、よろしくをお願いします。

議 長 はい。ありがとうございました。
それでは、番号 11 番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。

会 長 倉庫と駐車場、区別がちょっとよく分からないので、写真では。

事務局 写真の倉庫はですね、隣の方が建てたもので、●●さんの方ではありませんので、多分そこをより手前側から、計画としては付設されるのかなと。
計画書については、申請書の方、全部消しているんですが、左側に屋根付きの鉄骨カーポートで母屋に向けて通路を設置される予定ということで右側の農業用倉庫というのがですね、計画書ではトラックの保冷库とこういうのですね、後ろを開けるようなそちらを横に置いて何かしらの野菜とかそういうのをおかれる計画なのかなという様子でございました。境界周辺は傾斜がかかっているんで、そこは傾斜のままではないかと思うんですけども、隣地の周辺まで傾斜があったりして、そこは委員さんが言われましたとおり□□さんの方の倉庫前を通るように調整されるのかなと思います。前面は何かしら施工はされるのかなと思います。

□□さんの方は山林に立っています。

ただ、山林に立てることについては何も制限はないので、□□さんの方が何かしらされたのかなというので。あと写真撮った際にもお父さんの方が写真撮ってもいいよということでご協力いただいたんですが、その間の□□さんの方には揉めないようにそういう倉庫は立てるからねという話をして了承は得ているのでその通路面とはお互い整合性をとって建築されるのかなと思います。

議長 ご質問ございますでしょうか。
それでは番号 11 番について、質疑を打ち切って採決いたします。
申請の通り、許可してもよいと思われる方は、挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 はい。挙手全員です。
従って申請の通り、許可することに決定いたします。

議長 番号 12 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 それでは担当の●●委員さん補足説明をお願いします。

16 番 はい。それでは 16 番●●が 12 番関係につきまして補足説明をさせていただきます。
さる 5 月 14 日●●委員さん●●推進委員さんと現地に行きまして調査をさせていただきました。申請人さんは住所がそこにありますけれども平素は東広島市におられるということでございまして、後日、電話で聞くということもさせていただきました。そこの適用欄にありますけれどもですね、そのような形で今回申請をですね。気が付かれたということで今回申請をですね、顛末書を付けて申請されております。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは番号 12 番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。
ございませんか。それでは質疑を打ち切って採決します。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議 長 はい。挙手全員です。したがって申請のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 番号 13 番について事務局説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 はい。それでは担当の●●委員にご説明をお願いします。

16 番 はい、続きまして 16 番●●が 13 番関係につきましてご説明をさせていただきます。
5 月 14 日、●●委員さん、●●推進委員さんと 3 名で現地の方へ行きまして調査の方をさせていただきました。
申請人さんはですね、平素は西区の方へ住まわれておりまして、農繁期とですね、帰ってまいりますけども、たまたまこの日は不在ということで、電話で聞くという方法をさせていただきました。
先ほど、事務局の方から説明がありましたけれども、30 年代と 60 年代のようにですね、それぞれ農機具倉庫等にされておるということになります。
今映っておりますけれども、これの手前に元おじいさん、おばあさん等がですね、住んでいられたり、納屋の一部が建てられましたけれども、これを解体をされまして、現在ですね。その解体のところ新しい住居ですか 3 人で人が生活をする居住空間といいます、住宅が新しいのを建てておられまして、今回の相続によりまして判明をしたため申請をされているということでございます。
顛末書添付の上で申請ということになっています。
ご審議の程をお願いします。

議 長 それでは番号 13 番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。
ございませんか。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。
従って申請のとおり許可することに決定いたしました。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の承認について

議 長 農地法第 5 条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 7 年 5 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会 長 下岡 道範。14 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 それでは担当の●●委員にご説明をお願いします。

3 番

3番の●●が説明をいたします。

5月16日に●●さん、●●推進委員さんと3名で現地調査及び譲受人が事務所におられましたので、経緯等について聞き取りを行いました。一番の理由はガソリンスタンドの区画の中にタンクローリーを置いたらいかんという指導が前々からあって、いわゆる道路を隔てた別の代替地が他には確認ないということなのでそういう消防署の法令による指導をかねてより受けておったので、その譲渡人さんは令和3年7月29日に相続をされていますが、それより以前にお父さんとの間でそういう交渉があったんですが病気になられたので中断しておられた。今回は、別の仲介の不動産業者がおられまして譲渡人は一括全部全ての手放したいという状況があったのですが、この場所については、以前からそういうような経緯があったので、今回のような形で仲介の不動産業者から話をいただいて合意に至ったという状況でありました。今回の工事概要計画については、面積のところは212㎡と145㎡ということになりまして、工事の対応は左側に水道があるわけですけれども、この水路を保護しないといけないのでコンクリートブロックで擁壁を設置しようと。

全体的には、埋め戻して、盛り土を大体80センチくらいをする予定です。

入口のところに、地盤沈下を防ぐためにコンクリートブロックをそこに敷きつめてやる。

目的的には、完成後は、コンテナハウスを先ほどのタンクローリー置き場と従業員の駐車場にする予定。

その部分は、採石を敷いて転圧をするというふうな計画であるというふうに聞き取り確認をいたしました。

水路は、何もしてない土水路なんですね。

後々、隣接農地の方と何かとトラブルにならないように、どっちみち官民境界をされるはずなので、両サイドの農地の人も声をかけて、後々トラブルにならないように、きちんと手続きをしてくださねえということをお願いしてきました。

今のままでは工事が非常にやりにくい、土水ですからぬかるんでいるので、どういう工事をされますかという確認をしたんですが、今のところは、譲受人が水路を買って、この工事部分については一緒に工事管理をやって、この部分についてはU字をやって、今後コンクリートブロックを使うと思えば、ベースを打ったらちょっと良くないかという風な、最終決定ではないようだけれども、そういうような方向性で整備をしていくということがありました。

そういうことで、一応、工事概要も丁寧に計画されておりましたし、今後も官民境界にしては、きちっとするというものでありましたので、区分・目的・面積の妥当、周辺農地には3条のとおり言いましたが、老人集会所が建っているというところで、その隣の田は数十年使っていないですが、何人かの有志で老人集会所の近くは、草刈りをしたりというふうな管理をずっとしてきておりまして、町道は●●小学校に入るちょうど老人集会所があって長年使っていない田が一段高い1メートル以上高いところにあります。

片側は全部水路を管理しており、他の営農環境には支障がないと現況の状況から見て取れば他の方に接続しているのではありませんし、後継者であるので、周辺農地には支障がないというふうに現場では見ておりましたので、許可してもよいと判断しております。

議 長

はい。ありがとうございました。

番号14番について質疑に入ります。

それでは質疑を打ち切って採決いたします。

申請のとおり、許可してよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。
従って申請のとおり、許可することに決定いたしました。
- 議長 番号 15 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 それでは担当の●●委員補足説明をお願いします。
- 16 番 16 番●●が 15 番につきまして補足説明をさせていただきます。
5 月 14 日●●委員さん●●推進委員さんと一緒に●●さんにお会いし現地を調査をさせていただきました。当日、この写真になりますけれどもですね、ハウスにつきましてはガラス温室ですけれども、これは以前ですね、図面のハウスの上に●●さんというのがありますけれども、ランを栽培されていましたが、それをやめられるということですね、今回ございましたけれども、一般社団法人●●のですね、有効活用ということで検討をされております。
●●委員さんから具体的な利用の部分をお聞かせいただきましたら、現在、具体的に決まっていなくても●●大学と今後話し合いをするなかで、こちらのハウスの中で養殖と言いましても川のものではなく、海のうなぎもしくはフグを検討をしていきたい。その利用につきましては、北広島お米グランプリで譲受人さんが金賞を受賞されておまして、そういった米の販売促進のセットでこの話をやっていたらいいかなということで、今、構想をねっておられるという状況でございます。
これが具体的に決まりまして、ふるさと産品づくり、雇用の促進につながるのではないかと思いますので、是非とも成功をしていただきたいと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思っております。
- 議長 ありがとうございます。それでは番号 15 番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 6 番 立派なハウスなんですけど、土地ではこれ建てられるようなことも問題ないと思うんですけど、補助金等々入っている場合、目的、当初の申請目的とは違う利用になると思うんですけどその辺の関係は大丈夫ですかね。
- 事務局 20 年くらいだと。
- 6 番 はい、OK です。
- 3 番 ●●機構と書いてありますが、北広島町との関連は。
- 16 番 行政区の●●地区の中でこれを抱えられまして、現在、遊休で遊んでいますけれども、県営工業団地がありますけれども、その再活用も含めて●●機構が抱えておまして、その中で、有効活用していけばと計画をされているようです。
●●ラン園さんは、以前、八千代にラン園がありまして、そこのお父さんがここへ移住されてここで本日までやってこられた。●●さんのパイプハウスがあつて、そちらでやっておられるという状況です。

- 2 番 排水について河川に流したりとかの分についてどう考えたによってちょっとことが変わるんですが。これが田に入ったり地下深圧すると作物に多少影響が出ることが、うる覚えではあるんですが、処理水についてどう考えたのか。田がある場合についてお考えは定まっていないのかとか、ちょっと怖い感じがします。
- 事務局 構造図というのを付けていただいている申請書の方に付けていただいているのが完全循環閉鎖方式というので、ろ過層、放発分離装置、脱出層、飼育層とそういったろ過装置を殺菌等に循環しながら完全に循環するというので計画を出していただいておりますので無策というわけではないというのではないかと。
- 2 番 要するに通常の一回吸い上げて今度はろ過をされてそれを洗浄せなきゃいけないんですよ、ろ過機自体を。この溶液がちょっと保存系統が入るのでどうしても。
- 事務局 構造上ではそのまま排水しないとは思われる。ただ申請書自体そこまで専門的なのが考えてもらえるという意味で完全循環計算方式で考えてますというのはいただいています。
- 3 番 今回の点の問題は私は分かりませんが、許可を出すときには条件を付けることとか出てきますよね。
完全に途中報告、中間報告せよとか、完成の時報告せよとか条件付きで出したりするので、今の点は重要なので、そこに付記した上で、注意喚起を促すようなことを付記して許可すべきじゃないかと思えます。
それらが確認できないと許可できないということでは完全にということがあったので周辺農業に支障をきたさないように特段の配慮してくださいと付記してからやっておくべきではないかと。
農業委員会が協議していないということになるので、証拠としてきちっと許可書の中にそういうことを書いておいてもらえば農業委員会として責任は一義的には果たせるのかと。
- 事務局 他の法令に関するところにしても、許可日に合わせて、農業委員会の許可書の発行をするよという対応をしておりますので、●●委員の方から出されたご意見に対しては、農業委員会としては、こういう風に話をしたいというところで付記させていただいた上で、許可書の発行は可能と思えます。
- 議長 ほかにありますか。
それでは質疑を打ち切って、採決いたします。
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は、挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。
したがって、申請のとおり、許可することに決定いたしました。

議案第4号 非農地証明申請について

議 長 議案第4号、非農地証明申請について、非農地所在現地調査員の現地調査の結果、別紙申請のとおり、非農地証明を発行することについて、承認を求める。令和7年5月20日提出、北広島町農業委員会 会 長 下岡 道範。

議 長 16番について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 はい、それでは担当の●●により補足説明をお願いします。

9 番 ●●が補足説明をします。今、事務局から言っていた通りなんですが、実際には現地確認が困難だということで、資料をいただいた図面と写真を元に判断をさせていただくようにしました。
申請人の方にも連絡を取ったんですけど、なかなか電話連絡がつかないので事務局を通じて連絡を取っていただいたら、先ほど事務局から説明があった通り全然原野化しているので、現地確認をする必要はないだろうということで直接申請人の方とは私はお話はできていません。先ほど事務局から説明があった通り耕作できるような状態ではないので非農地証明は妥当と考えます。
以上でございます。

議 長 はい。ありがとうございました番号16番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。
ございませんか。それでは質疑を打ち切って採決いたします。
申請のとおり証明を発行してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって申請のとおり証明の発行について承認しました

議事終了